

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



この「挑戦しよう」シリーズは次回で丸2年。ここまでお付き合いいただいた方にとっては簡単な宿題でしたか。

宿題Q、次のうち、製造業から排出される廃棄物に関して、正しいものはどれか。

- (1) 製品の流通に使用した木製の廃パレットは事業系一般廃棄物である。
- (2) 製造業から排出される動植物由来の残さ物はすべて産業廃棄物である。
- (3) 生産工程以外の管理部門などから排出される廃棄物はすべて事業系一般廃棄物である。
- (4) たとえ原料として購入したものであっても、期限切れなどにより原料として使用できないため不要となったものは廃棄物となる。
- (5) 製品製造に使用したものでガス状の不要物は、事業活動に伴い排出された産業廃棄物である。

【解説】

- (1) 流通のために使用した木製の廃パレットは、平成20年4月1日以降、産業廃棄物として取り扱われることとなったので誤り。
- (2) 食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業に該当する事業の事業活動に伴って生ずる動植物性残さのみが産業廃棄物となるので誤り。
- (3) 管理部門であっても事業活動であることから、業種限定のない廃プラスチック類や金属くずなどを排出する場合は、産業廃棄物となる。
- (4) 設問のとおり正しい。
- (5) ガス状の不要物及び放射性廃棄物は廃棄物処理法で定義される「廃棄物」から除外されているので誤り。

正解(4)

入門者の研修では、よく「指定業種」や「業種指定」などと使いますが、実は指定、限定している条件は「業種」ではなく、「排出形態」というのが近い概念かなあと感じています。もっとも、その「排出形態」の多くが「業種」としていることから、まあ、初心者のうちは「指定業種」でもいいかと思います。今回の問題はそれより一歩進んで、排出形態や有価物、廃棄物の線引き、法律の定義により「気体」などはそもそも廃棄物処理法での廃棄物には含まない等のことを問題にしたものです。

では、もう一つ捻くれた問題を。

～廃棄物処理問題～

Q、次のうち、建設業から排出される廃棄物に関して、正しいものはどれか。

- (1) 道路の維持管理として行った樹木剪定(せんてい)で生じた剪定枝は産業廃棄物である。
- (2) 道路の維持管理として行った草刈で生じた刈り草は一般廃棄物である。
- (3) 道路の維持管理として行った清掃で生じた道路側溝の汚泥は一般廃棄物である。
- (4) 建設資材の流通のために使用した木製の廃パレットは一般廃棄物である。
- (5) 建設現場の現場事務所から排出する作業員が読んだ新聞や雑誌は産業廃棄物である。

【解説】

- (1) 道路の維持管理は、「建設業に係る新築、改築又は除去」に該当しないので一般廃棄物となるので誤り。
- (2) 設問のとおりであり正しい。
- (3) 汚泥については業種の限定がないので産業廃棄物となる。ただし、この場合、排出者は発注者である道路管理者となるので留意する必要がある。
- (4) 流通のために使用した木製の廃パレットは、平成20年4月1日以降、産業廃棄物として取り扱われることとなったので誤り。
- (5) 建設現場の現場事務所から排出する新聞や雑誌は、「建設業に係る新築、改築又は除去」に伴い排出されるものではないことから一般廃棄物となるので誤り。

正解(2)

どうでしたか？建設業はいろんな種類で指定業種になっていますが、「維持管理」となると指定業種になっているのは無いですね。



宿題Q

次のうち、建設業から排出される産業廃棄物の処理に関し、正しいものはどれか。

- (1) 工作物の新築、改築又は除去に伴う産業廃棄物の排出者は発注者である。
- (2) 道路の清掃業務に伴い排出される廃棄物の排出者は受託業者である。
- (3) 木くずなどの産業廃棄物の処理を委託する場合は、再生処理であっても、委託契約書に施設の処理能力を記載しなければならない。
- (4) 系列会社の産業廃棄物は自社の産業廃棄物として処理しても違法ではない。
- (5) 解体工事現場で発生した産業廃棄物を産業廃棄物収集運搬業の許可がない下請け業者に運搬させても、自社運搬となるので違法ではない。

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。